33　第一種相続認定個人事業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該第一種相続認定個人事業者が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「第一種相続随時報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［略］	［略］	［略］
二　当該第一種相続認定個人事業者が相続認定個人事業者が死亡したとき	当該第一種相続認定個人事業者が死亡した日	当該第一種相続認定個人事業者が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ　当該認定を受けた日から第一種相続随時報告基準日までの期間（以下この項及び次項において「相続認定期間」という。）において、当該特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

33　第一種相続認定個人事業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該第一種相続認定個人事業者が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「第一種相続随時報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［略］	［略］	［略］
二　当該第一種相続認定個人事業者が相続認定個人事業者が死亡したとき	当該第一種相続認定個人事業者が死亡した日	当該第一種相続認定個人事業者が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ　当該認定を受けた日から第一種相続随時報告基準日までの期間（以下この項及び次項において「相続認定期間」という。）において、当該特定事業用資産に係る事業が性風俗特殊関連営業に該当しないこと

		ロ　相続認定期間において、当該特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当しないこと ハ　相続認定期間において、当該特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当しないこと ニ　相続認定期間における当該特定事業用資産に係る事業の総収入金額 ホ　相続認定期間において、青色申告書を提出していたこと

34　前項の報告をしようとする第一種相続認定個人事業者（当該第一種相続認定個人事業者の相続があった場合には、当該第一種相続認定個人事業者の相続人又は民法第九百五十一条の法人）は、様式第十二の二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　［略］

34　前項の報告をしようとする第一種相続認定個人事業者（当該第一種相続認定個人事業者の相続があった場合には、当該第一種相続認定個人事業者の相続人又は民法第九百五十一条の法人）は、様式第十二の二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　［略］